



目次

訓 令	ページ
高知県処務規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
種畜証明書の書換え交付の通報 (畜産振興課)	1
種畜証明書の返納の通報 (")	1
保安林の解除予定の通知 (4件) (治山林道課)	1
漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (海洋政策課)	1
道路の区域変更 (道 路 課)	2
道路の供用開始 (2件) (")	2
都市計画の変更 (都市計画課)	2
建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	2
公 告	
○平成20年度高知県家畜人工授精等講習会の実施 (畜産振興課)	2
高知県公営企業局訓令	
高知県公営企業局処務規程の一部を改正する訓令	3
高知県議会訓令	
高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令	3
高知県教育委員会訓令	
高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令	3
高知県監査委員訓令	
高知県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令	3
高知県人事委員会訓令	
高知県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	3
----- 訓 令 -----	
高知県訓令第11号	
本 庁 各出先機関	
高知県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成20年6月27日	
高知県知事 尾崎 正直	
高知県処務規程の一部を改正する訓令 高知県処務規程 (平成8年3月高知県訓令第2号)の一部を次	

のように改正する。

第4条中「、研修」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

告 示

高知県告示第423号

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年6月27日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
平19高知県1第27号 牛 褐毛和種	種畜の名前の変更	千代美晴2 (全和褐206)	千代美晴 (全和05子高褐1113)

高知県告示第424号

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の返納があった旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年6月27日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	飼養者の住所及び氏名	返納の理由
平19高知県1第6号 国月 (全和褐195) 牛 褐毛和種	土佐清水市 国沢 清	死亡のため

高知県告示第425号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成20年6月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡津野町北川字西川7920、字大ヘダ7923の2
- 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 解除の理由
指定理由の消滅

高知県告示第426号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成20年6月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡構原町豊原6766、6767
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
指定理由の消滅

高知県告示第427号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成20年6月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
香美市物部町柳瀬字ジョガモリ4061の6、4061の7
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

高知県告示第428号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成20年6月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町脇ノ山字古畑野291の2
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第429号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められた。

平成20年6月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡津野町北川字西川7920、字大ヘダ7923の2
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第429号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められた。

平成20年6月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

羽根町漁業協同組合及び高知県漁業協同組合の地区のうち旧加
領郷漁業協同組合の地区

大型定置漁業

高知県告示第430号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年6月27日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 作屋影野停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町七里 字神主ヤシキ甲1139 番から	前	4.4 }	317
	後	6.0	
高岡郡四万十町七里 字鶴居ノ原甲1199番 2まで	後	10.0 }	317
	後	14.0	
高岡郡四万十町七里 字エビスノ前甲1227 番から	前	4.4 }	47
	後	11.0	
高岡郡四万十町七里 字新井屋甲1304番1 まで	後	9.4 }	47
	後	11.0	

高知県告示第431号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年6月27日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛宗呂下川口
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市宗呂字愛宕山丙 3836番3から 土佐清水市宗呂字愛宕山丙 3836番1まで	146	平成20年6月27 日

高知県告示第432号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年6月27日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋丸佐賀
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町野地字大ク ボ745番2から 高岡郡四万十町野地字大ク ボ756番2まで	87	平成20年6月27 日

高知県告示第433号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準
用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、
同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によ
り次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図
書を公衆の縦覧に供する。

平成20年6月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
須崎都市計画臨港地区(須崎港臨港地区)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
須崎市港町、大間西町及び潮田町の一部
須崎市多ノ郷字城ヶ浦及び船着の一部
削除する部分
須崎市潮田町の一部
- 3 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び須崎市役所

高知県告示第434号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規
定する道路として次のとおり指定する。

平成20年6月27日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香南市野市 町東野字子 ノ丸	1541番3	4.80	16.63	

公 告

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項に規定
する平成20年度高知県家畜人工授精等講習会を次のとおり実施す
るので、高知県家畜人工授精等講習会規程(昭和25年11月高知県
告示第521号)第3条の規定により公告する。

平成20年6月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 講習会の種類及び対象となる家畜の種類
家畜人工授精に関する講習会
牛
- 2 実施期間及び実施場所
平成20年7月31日(木)から同年8月29日(金)まで
高岡郡佐川町中組1247 高知県畜産試験場
- 3 受講対象者
高知大学農学部及び高知県立農業大学の学生並びに一般の
受講希望者
- 4 受講手続
受講願書に写真をはり付けた履歴書を添え、平成20年7月15
日(火)までに住所地为管轄する家畜保健衛生所長を経由して
知事に提出すること。
- 5 定員
講習会の定員は、20名程度とする。
なお、受講希望者が多数の場合は、別に選考を行うことがあ
る。
- 6 費用の負担
講習会の受講に伴う必要な費用は、当該講習会を受講する者
の負担とする。
- 7 その他
不明な点は、高知県農業振興部畜産振興課又は最寄りの家畜

保健衛生所に問い合わせること。

公 営 企 業 局 訓 令

高知県公営企業局訓令第3号

本 局
各事業所
各 病 院

高知県公営企業局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年6月27日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局処務規程の一部を改正する訓令

高知県公営企業局処務規程(平成8年8月高知県企業局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、研修」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

議 会 訓 令

高知県議会訓令第1号

議 会 事 務 局

高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年6月27日

高知県議会議長 西森 潮三

高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令

高知県議会事務局規程(平成15年2月高知県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第55条中「、研修」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

高知県教育委員会訓令第6号

教 育 委 員 会 事 務 局
各 教 育 機 関

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年6月27日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程(平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「、研修」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

監 査 委 員 訓 令

高知県監査委員訓令第2号

監 査 委 員 事 務 局

高知県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年6月27日

高知県代表監査委員 奴田原 訂

高知県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

高知県監査委員事務局処務規程(平成15年4月高知県監査委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「、研修」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

人 事 委 員 会 訓 令

高知県人事委員会訓令第1号

人 事 委 員 会 事 務 局

高知県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年6月27日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

高知県人事委員会事務局処務規程(平成14年8月高知県人事委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「、研修」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。